



Title	国際制度へのコンストラクティヴィスト的接近：社会学的な新制度論はどのような影響を及ぼしたか
Author(s)	池田, 丈佑
Citation	国際公共政策研究. 2005, 10(1), p. 161-177
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/5899">https://hdl.handle.net/11094/5899</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 国際制度へのコンストラクティヴィスト的接近

— 社会学的新制度論はどのような影響を及ぼしたか

## Social Constructivists' Impact on the Study of International Institutions

池田丈佑\*

Josuke IKEDA\*

### Abstract

This paper aims to present the impact constructivists have made on the study of international institutions. Focusing particularly on the sociological thinking that Martha Finnemore introduces, the paper surveys on what point it has an influence on dominant approaches, namely the neo-liberal institutionalists and the English School.

The key tenet constructivists hold is to regard institutions as 'constitutive', rather than 'regulative'. Claiming that institutions shape the actor's behaviour as well as the actors themselves, constructivists have brought a fresh perspective into the institution analysis. However, this new view has provoked conflicts with existing approaches, which has some problematic aspects itself.

**キーワード**：コンストラクティヴィズム 社会学的新制度論 マーサ・フィネモア  
構成的制度としての国際法 英国学派の「社会科学」化

**Keywords** : Constructivism; Sociological Institutionalism; Martha Finnemore;  
International Law as Constitutive Institutions;  
Making the English School 'Social Science'

---

\* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

## 序

1980年代以降、国際関係論において「制度 (institution)」を扱った研究が内外を問わず活発に行われるようになった。議論がされ始めた当初、国際制度論の主流を成したのはレジーム論やネオリベラル制度主義といった理論的立場であった<sup>1)</sup>。ところが1990年を挟む形で、こうした既存のアプローチとは色彩を異にする考え方が登場してくる。一般にコンストラクティヴィズムと呼ばれているこの視角は、認識論的にも存在論的にも、また方法論的にも、それまでの国際政治理論のあり方に大きく影響を与えたものであるが<sup>2)</sup>、この点は国際制度の研究においても同様である。とりわけ、経済学的観点から捉えられてきた制度に対して社会学の知見を用いながら接近してゆこうとする斬新な分析視角は、制度研究が始まった当初にはほとんどみられなかったものであった。

本稿の目的は、コンストラクティヴィストが国際制度の理論に対してどのようなインパクトを与えたかを理解することにある。とは言っても、すべての研究動向を把握し一々に分析を加える試みは不可能である。そこで本稿では、特に次の二点に範囲を限定して考察を試みたいと思う。第一に、この小論は、コンストラクティヴィストの中でも制度論と最も密接なつながりを持っていると考えられる「社会学的新制度論」の立場に注目する。具体的には、国際制度を考えるにあたってこの視点から分析を試みてきた代表的論者であるM.フィネアの議論を中心に検討する。第二に、本稿は、コンストラクティヴィストが与えた影響をみるにあたって、①制度としての国際法の議論をめぐるネオリベラル制度主義との関係と、②方法論をめぐる英国学派との関係とに、分析の焦点を絞る。前者では国際関係論と国際法という二つの学問領域の間で、また後者においてはアメリカ国際関係論（以下IRと略する）とイギリスIRとの間で、コンストラクティヴィズムがそれぞれにインパクトを与えたからである。

1) 主要な研究として、Stephen D.Krasner (ed.), *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983); Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1984); 山本吉宣「国際レジーム論」『国際法外交雑誌』95-1(1996年4月)。

2) 例えば、Alexander Wendt, 'Anarchy is What States Make of It: The Social Construction of Power Politics', *International Organization*, 46-2, (1992); *Social Theory of International Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999); Friedrich V. Kratochwil, *Rules, Norms, and Decisions: On the Conditions of Practical and Legal Reasoning in International Relations and Domestic Affairs* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989).

## 1. 国際制度論の分析視角と社会学的新制度論

### (1) 国際制度論の分析枠組み

コンストラクティヴィズムによる国際制度論への影響を見る前に、まず、国際関係論者が一般的に制度をどうみてきたかを整理するところから議論を始めたい。ここでは、三浦聡による分類を参考にしながらも<sup>3)</sup>、国際制度の研究において、①わたしたちは制度をどのようなものと理解すればよいか、②国際制度はどのように「ある」のか、③わたしたちは国際制度をどう分析してゆけばよいか、という三つの観点で簡単な素描を試みようと思う。

#### 国際関係にとって制度とは何か

大きく分けて、国際関係論における制度観には、リアリスト、ネオリベラル、コンストラクティヴィストという三種類がある<sup>4)</sup>。典型的なリアリストの視点によれば、制度は、強国による政治目的追求にのみ仕える存在として扱われる。例えばE.H.カーは、道徳上の義務にせよ国際連盟にせよ、あるいは国際法にせよ、それらは大国の力や国益の反映であるとみる<sup>5)</sup>。また、H.モーゲンソーは、各国が国連を自らの解釈を正当化し、要求を偽装し、政策を推進するために利用しているという<sup>6)</sup>。近年になって、リアリストが持つ見方を強力に打ち出したのはJ.ミアシャイマーである<sup>7)</sup>。いずれの見解を取るにせよ、国際的な協調の一手段としての国際制度の存在は、ここでは否定的に理解されている。

他方ネオリベラルは、こうした極端な制度観をとることはない。むしろ彼らにとって制度とは、アナーキー下における協調のための一手段である。言うまでもなく、アナーキー下における国際協調に際しネオリベラルが指摘する問題とは、ある参加国が他を騙す可能性(cheating)と情報の不完全性、そして取引コストの高さという三点であった。そしてレジームと呼ばれる国際制度は、こうした種々の困難を克服するうえで格好の存在として認識された<sup>8)</sup>。ネオリベラルに属する国際関係論者は、国際制度を、各国の利益を最大限追求するための道具として理解している。1980年代以降、国際政治学者がとりわけ国際レジームとい

3) 三浦聡「行為の論理と制度の理論」『国際政治』124号(2000年5月)。

4) 代表的なものとして、山本「前掲論文」(1996)、星野俊也「国際機構—ガヴァナンスのエージェント」渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス』(東京大学出版会、2001)及び、Christian Reus-Smit, 'The Politics of International Law', in Reus-Smit(ed.) *The Politics of International Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004) を挙げておく。

5) E.H.Carr, *The Twenty Years' Crisis* (London: Macmillan, 2001), pp. 74, 126, and 163.

6) Hans J. Morgenthau, *Politics Among Nations*, Brief Edition revised by Kenneth Thompson, (New York, McGraw-Hill, 1993), p. 110.

7) John J. Mearsheimer, 'The False Premise of International Institutions', *International Security*, 19-3 (1994/5), pp. 5-49.

8) その典型的なものとして、Keohane *op.cit.*, (1984).

う視点から制度の分析に熱を入れるようになるのは、周知の通りである<sup>9)</sup>。

1990年代に入ると、こうしたネオリベラルの見方に併走する形で、コンストラクティヴィスト的国際制度観が登場してくる。両者の最大の違いは、ネオリベラル的制度が国益の極大化を図る国家によって構築され、主に国家の行為を規制することによって協調を可能にしようとするもの（規制的制度）であるのに対して、コンストラクティヴィスト的制度は、協調の主体や舞台そのものを作り上げようとする（構成的制度）点にある<sup>10)</sup>。

### 国際制度はどのように「ある」のか

国際制度の「あり方」、つまり存在に関わる国際制度論の見方は、三浦によればラショナリズムとコンストラクティヴィズムという二つであった<sup>11)</sup>。本稿では彼の分類をそのまま踏襲する。ラショナリストによれば、国際制度は主体によって作り上げられ、一度出来上がった制度は構造として残り続ける。こうした考え方は、存在論的与件として制度ではなく個人が先にくると考える経済学的制度論と同じである<sup>12)</sup>。しかし、国際制度は変化する。当初、主な要因として考えられたのは主体の持つパワーや利益の変化であった。ところが1990年代を境にこのような物質的な要因に加えて、「学習」の議論に代表されるような非物質的な要因が含まれるようになる。

一方でコンストラクティヴィストは、制度が、一方で主体の行為を制約し、あるいは行為を可能にしながら、他方で主体の行為それ自身によって再構成される点を強調する。社会学者A.ギデンズによって「構造の二面性」と呼ばれた独特の性格である<sup>13)</sup>。加えて、制度を目に見えない非物質的なものとして捉えようとするのも、この立場の特徴である。

### わたしたちは、国際制度をどのように分析すればよいか

最後に、国際制度を分析する上での方法論的な違いをみる。三浦は存在論の次元と同様に、ラショナリズムとコンストラクティヴィズムという二分化を試みているが、その場合、リフレクティヴィズムと呼ばれる方法論上の一アプローチを欠落させることになる。また、英国学派による制度分析はどちらかといえばラショナリズムよりはリフレクティヴィズムに近い。従って本稿では、S.スミスによるラショナリズムーリフレクティヴィズムーコンストラクティ

9) 典型的な試みとして、Krasner (ed.) *op.cit.*, (1983); 山本「前掲論文」(1996)。

10) 「規制的制度」「構成的制度」という用語は、本来言語学者J.サールによるものであるが、ここでは、河野勝『制度』(東京大学出版会、2002)に拠った。

11) 三浦「前掲論文」(2000)、28頁。

12) 河野『前掲書』(2002)、14-15頁。

13) Anthony Giddens, *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration* (Cambridge: Polity, 1984). 石田淳「コンストラクティヴィズムの存在論とその分析射程」『国際政治』124号、(2000年5月)。

ヴィズムという三分類を用いることにする<sup>14)</sup>。

ラショナリストによる分析方法では、ある事象に関して仮説を立て、それを事例を用いて検証してゆく方法が一般的である。その主たる目的は現実の事象を因果的に「説明する」ことであり、そこでは価値判断が入り込まない中立な観察者としての視点が求められてくる。この立場は、最終的に自然科学的な法則の定立を目指すアプローチである。

逆にリフレクティヴィストは、ラショナリストによる実証分析を意識的に斥ける。ラショナリズムが想定する「分析者による価値中立的な事象の観察」が不可能なことを主張し、むしろ現象を「解釈」し「理解する」必要性を説く<sup>15)</sup>。また、ラショナリストによる理論化作業は、観察者による中立・公平な観察というものとは程遠いものであるという点を強調する。理論化作業とは既に特定の立場の実践であり、世界を構成する試みに直結しているのである。

こうした二つの立場を架橋しようとするのがコンストラクティヴィスト<sup>16)</sup>である。彼らが注目するのは、それまでラショナリストが所与とみなしてきた主体の利益やアイデンティティが、主体間の相互行為によって観主観的に構築されてゆく、というプロセスである。代表的な論者であるA.ウェントは、この過程を見てゆくことが、IRに課された研究の課題であると主張している<sup>17)</sup>。

## (2) 社会学的新制度論<sup>18)</sup>の国際制度研究への導入：フィネモアの議論を中心に

国際制度に関する大まかなアプローチの違いを概観したところで、次に「社会学的新制度論（以下、新制度論と省略）」がどのようなものであるかをみておく。一般にこの立場は、主にスタンフォード大学に属する社会学者達が中心となって、1980年代以降進められた一群の組織研究を指している。R.マートンやP.セルズニックに代表される「旧」制度論は、目的を持った合理的組織が生む意図せざる結果というものへ注目した。これに対して、「新」制度論に属する人々は、そもそも組織が非合理的な要素を多く抱えた存在であること、また、

14) Steve Smith, 'Reflectivist and Constructivist Approaches', in John Baylis and Steve Smith (eds.) *The Globalization of World Politics*, Second Edition (Oxford: Oxford University Press, 2001).

15) 理論における「説明」と「理解」に関する議論は、Steve Smith and Martin Hollis, *Explanation and Understanding in International Relations* (Oxford: Oxford University Press, 1990) が詳しい。

16) 本稿ではスミスにならい、特にA.ウェントの議論に注目するが、コンストラクティヴィストが彼だけではない点はある。本稿ではスミスにならい、特にA.ウェントの議論に注目するが、コンストラクティヴィストに関して異なる理論的立場が存在することは、Ted Hopf, 'The Promise of Constructivism in International Relations Theory', *International Security*, 23-1, 1998, pp. 171-200. 及びMaja Zehfuss, *Constructivism in International Relations: The Politics of Reality* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002) を参照。

17) Wendt, *op.cit.*, (1992), pp. 424-5.

18) 「社会学的新制度論」という言葉は、基本的に河野による造語である。彼によれば、この新制度論とは本来「新制度派組織理論」と呼ばれている。しかし本稿では、そのまま「社会学的新制度論（あるいは単に新制度論）」という呼称を用いることにする。その理由は、「新制度論」という呼び方がそれなりに定着しつつあること、また、「スタンフォード学派」と呼んだ場合には、それ以外の大学に属する重要な研究者達を含めなくなってしまう恐れがあること（例えば、「同型化」などの議論を行ったP.ディマジオとW.パウエル）による。

そのような合理性自体が西洋文化の持つ一つの価値であることなどを指摘した<sup>19)</sup>。

では、このような新制度論のいかなる考えが、IRにおいて関心と呼んだのだろうか。ここでは次の五つが考えられる<sup>20)</sup>。即ち、(a)主体を動かし主体を構成しようとする社会構造への注目、(b)「社会構造イコール西洋世界の文化」という認識、(c)そうした西洋文化が世界的に拡大する過程への関心、(d)社会構造たる西洋文化がその構成員たる主体に与える「構成的な影響」、つまり、主体が何者でありいかなる選好を持つのかという認識や、主体はどう行動するのかといった行動様式自体を、構造が作り出す影響、そして最後に、(e)影響の結果、主体はその違いにも関わらず似たような行動を取るようになるという主張、である。

中でも特に重要になってくるのは、「制度とは何か」「制度はどう主体に働きかけるか」という問いに対する新制度論の考えである。新制度論を国際関係論の文脈にはじめて持ち込んだひとりであるフィネモアによれば、制度とは、規範<sup>21)</sup>や文化的なものであり、それは同時に非一物質的な社会構造でもある<sup>22)</sup>。また、国家の選好や利益また国家そのものに影響を与えるものとしても認識されている。こうした制度の位置付けは、主要な新制度論研究者であるマイヤーらが定義した「制度」と非常に近いことがわかる<sup>23)</sup>。

反面フィネモアは、マイヤー達が「世界文化」と称する社会構造が、その周辺を同形化してゆくことで影響を及ぼすとする主張には与しない<sup>24)</sup>。むしろ彼女は、複数の規範が政治的アリーナの中で主張し対立しあう事実に着目する。そのため、彼女の関心の対象は、社会構造たる規範がどのように成立してゆくかという問題へと移ることになる。そして、規範が成立する際の政治的ダイナミクスを分析する際に有用な視点として、コンストラクティヴィズムを採用するのである。こうして、社会学的新制度論とコンストラクティヴィズムとが結合された、フィネモア独特の理論的立場が現れてくる。

さて、規範の成立過程で彼女が目にしたのは、国際機関と特定の個人とが果たしうる役割である。1996年の単著で挙げられた実証例は、この両者がいかにして規範の成立に影響を

19) 河野『前掲書』(2002)、37-38頁。

20) この部分は、Martha Finnemore, 'Norms, Culture, and World Politics: Insights from Sociology's Institutionalism', *International Organization*, 50-2, 1996, pp. 326-328を参考にした。ただし、本稿であげたポイントは、彼女が指摘したものと必ずしも一致しない。

21) IR理論において規範が何かを言う場合、通常用いられるのはクラズナーによる定義であるが(Krasner, 1983)、彼女は別個に次のような定義を立てている。即ち規範とは、複数の主体からなる共同体が持ち合わせている共有された期待であり、それは行為のふさわしさに関わるものである。また、規範は社会的に決められるものであり、間主観的なものでもある。Martha Finnemore, *National Interests in International Society* (Ithaca: Cornell University Press, 1996), p. 22.

22) *Ibid.*, p. 15.

23) Meyer, John W., John Boli, and George M. Thomas. 'Ontology and Rationalization in the Western Cultural Account', in Thomas et al. (eds.) *Institutional Structure: Constituting State, Society, and the Individual* (Newbury Park, CA: Sage Publications), pp. 12-37.

24) Finnemore, *National Interests in International Society*, pp. 24, 137-139; 'Norms Culture, and World Politics', pp. 342-344.

与えたかを詳細に分析したものである。規範の成立における国際機関の役割という問題は96年以降も引き続き研究され、M.バーネットとの共著で出された最近の研究の中では、国際機関を、利益や主体、主体による行為、そして世界そのものを創り出すことのできる力、即ち「社会を構成する力：social construction power」を持った存在として定式化するに至っている<sup>25)</sup>。他方で個人の役割に関しては、「規範起業家」と呼ばれる一群の人々が、共感する心や利他心、自らの理念に基づき、説得行為によって規範を創り出してゆくという議論を発表している<sup>26)</sup>。

## 2. コンストラクティヴィズム的制度観とネオリベラル的制度観

### 一国際法の見方をめぐる相違

国際制度論が、比較的早くから注目してきた対象のひとつに国際法がある。国際法は、国際関係における制度を最も端的に体現したもののひとつだからである。1980年台から本格化するレジーム研究を契機に、国際関係論は、国際法を積極的に分析の対象と考えるようになった。それは同時に、制度という視点から国際法を考えようとする国際法学者との協働にもつながった。今日、国際関係論と国際法とを横断する形で制度としての国際法の研究が進められており<sup>27)</sup>、この傾向は、わが国においても散見される現象である<sup>28)</sup>。

制度としての国際法を分析するに当たって、ネオリベラル的な国際制度観は当初大きな影響を及ぼした。繰り返しになるが、この立場がいう制度とは、固定化された国家の利益を最大限引き上げてゆくために使われる道具である。それは、国際協調へ参加する国に責任を担わせ、取引コストを下げ、情報の不確実性を克服しようとするものであり、その機能上、国家の行動を規制しようとするものである。これに対してコンストラクティヴィストは、国際法を構成的な制度として捉える別の見方を提示し、それが同時に国際法の「遵守」問題に答える上で鍵であることを論じた。そこで本節では、まず上記二つの考えを詳しくみた上で、

25) Michael Barnett and Martha Finnemore, *Rules for the World: International Organizations in Global Politics* (Ithaca: Cornell University Press, 2004). ただしここでは、国際機関は国家に対して「構成的な影響」のみならず、「規制的な影響」をも与える。pp. 30-31.

26) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, 'International Norm Dynamics and Political Change', In Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and Stephen D. Krasner (eds.) *Exploration and Contestation in the Study of World Politics* (Cambridge, MA: the MIT Press, 2000), pp. 247-277.

27) この流れを代表するものとして、Anne-Marie Slaughter Burley, 'International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda', *American Journal of International Law*, 87-2 (1993), pp. 205-239.; Robert O. Keohane 'International Relations and International Law: Two Optics', *Harvard International Law Journal*, 38-2 (1997), pp. 487-502.が挙げられる。

28) 大沼保昭「国際社会における法と政治：国際法学の『実定法主義』と国際政治学の『現実主義』の呪縛を超えて」『日本と国際法の100年 第一巻・国際社会の法と政治』（三省堂、2001）、1-34頁。古城佳子「『緩やかな国際制度』と遵守：IMFのコンディショナリティーを事例として」『国際法外交雑誌』100-2（2001年6月）、35-62頁。



コンストラクティヴィスト的国際法観、特にフィネモアのそれがいかなる問題を抱えているかを指摘する。

(1) コンストラクティヴィスト的国際法観のもたらした影響：構成的制度としての国際法

制度としての国際法を、規制的ではなく構成的制度として捉えようとするコンストラクティヴィスト的国際法観は、1990年代以降、国際法・国際関係論の両分野において言及されてきた。まずアメリカ国際法の立場を俯瞰してみよう。ここでは、A.M.スローターらによる1998年の議論が有益である<sup>29)</sup>。彼女らによれば、1990年代のアメリカ国際法は、学際的な研究において「法を有効に生かす」上で三つの方法を模索していた。そのうちのひとつが、国際関係における国際法の役割が何か、を問うものであった。ネオリベラル（スローター達はラショナリスト、またはレジーム論者と呼ぶ）の立場は、国際法を、あくまで固定された国益を追及するという点から説明してきた。コヘインが後に、この見方に対して修正を加えたものの<sup>30)</sup>、国益が固定されたものであるとする前提自体は覆らなかった。他方で、国際法学者は異なった見解を取る。それは簡単に言えば、「国際的な法過程が、主体のアイデンティティや利益の形成において、構成的な役割を果たす<sup>31)</sup>」というものである。ここでスローターらは、このような見解をとる国際法学者として、シェイエス夫妻やH.コーを挙げている。

翻って国際関係論の視点から眺めてみると、構成的制度としての国際法の存在をはじめに指摘したひとはフィネモアであった。1996年の単著で彼女が主張した内容は、社会構造たる規範が国家の選好を変え、利益を変え、国家の行動を変え、そして国家自体の性格をも変えてゆく、というものである。彼女の文脈で制度としての国際法を考えた場合、軸になるのは、社会構造たる規範と国家行動とのつながりをどう考えるかという問いである。そしてこの問いに答えるように、彼女は、規範と国家行動とは因果的につながっていること、規範は独立変数であり国家行動は従属変数になりうること、また両者のつながり方は、単に規範が国家行動を制約するという意味で「規制的」である以上に、それが国家のアイデンティティや選好、利益、を変化させ、国家行動に影響を与えるという意味で「構成的」であること、を一連の回答として導き出した。

国際法・国際関係論双方の学問領域にあってコンストラクティヴィスト的国際法観を持つ研究者の取り組みは、「構成的制度としての国際法」という新しい国際法観を生み出しただ

29) Anne-Marie Slaughter, Andrew S. Tulumello, and Stepan Wood, 'International Law and International Relations Theory: A New Generation of Interdisciplinary Scholarship', *American Journal of International Law*, 92-3, (1998), pp. 367-397.

30) ここでは、スローターは、Keohane (1997) の論文を指している。

31) Slaughter *op.cit.*, (1998), p. 381.

けには止まらなかった。この考えは、「遵守」(compliance)<sup>32)</sup>の問題に対しても、一つの回答となったのである。制度としての国際法を分析するにあたって、国際法はもちろん国際関係論においても注目されてきたのが、「遵守」という概念である。集権的にルールを強制する機関を国際関係は欠いているにもかかわらず、国家は、通常強制されることがほとんどないままにルールに従う<sup>33)</sup>。それはなぜかを考えるのが、この問題である。国際法にとって、「国際法は守られているのか」あるいは「国家はなぜ国際法に従うのか」といった「遵守」に関わる問いは根本的なものであり、歴史上も極めて長い期間にわたって様々な回答がなされてきた<sup>34)</sup>。その中でコンストラクティヴィストは、国益や選好、アイデンティティが固定された主体というこれまでの想定を一旦解除して、国際法はそうした主体の属性を構成してゆく存在であるという議論を提供したのである。

## (2) コンストラクティヴィスト・アプローチが抱える問題：フィネモアの国際法観をめぐって

コンストラクティヴィストが提示した「構成的制度」という見方は、制度の視点から国際法を考える上で非常に有用な概念となった。反面、この国際法観自体が完全なものであるとは考えがたい。この立場をめぐっては既にいくつかの限界が指摘されているが<sup>35)</sup>、本項では、フィネモアによる国際法の議論に限定をして、彼女の国際法観が持つ問題を明らかにする。

第一は、制度としての国際法にかかわる議論をいくつか行っているが、フィネモアにとって国際制度は常に「規範」であり、「法」規範ではないという点である。何も彼女が法規範を見落としたわけではない。むしろ意識的に、「法」規範に拘ることを拒んでいるのである。彼女は、コンストラクティヴィストにとって、規範は「規制的であるか構成的であるか」という機能上の差異の方が重要であって、それが法であるのか、道徳であるのか、あるいは職業規範であるのかといった内容上の違いはさほどのウェイトを持たないのだという<sup>36)</sup>。フィネモアからすれば、もし、法規範が他のものよりも抜きん出た力を持つのであれば、それは規範が「法的」であるが故ではない。規範を取りまいている文化がその分の支持と価値とを与えているからなのである<sup>37)</sup>。制度たる規範が持つ力の源泉を、最終的に文化へ求めようと

32) 大沼保昭によれば、「国際法の『遵守』とは「伝統的な国際法の用語では『実効的拘束力』の問題であり、(...)機能論の用語では国際法の拘束的機能の問題である。」大沼、「前掲論文」(2001)、13頁・注21。

33) Thomas Franck, *The Power of Legitimacy Among Nations*, (New York: Oxford University Press, 1990), p. 3.

34) Harold Koh 'Why Do Nations Obey International Law?', *The Yale Law Journal*, 106 (1997), pp. 2599-2659. の第I部は、国際法と国際関係論による、「遵守」問題への取り組みを概観する際に非常に有用である。

35) 最近のものとして、Reus-Smit *op.cit.*, (2004), p. 23.

36) Martha Finnemore, 'Are Legal Norms Distinctive?' *New York Journal of International Law and Politics*, 32, (2002), pp. 699-705.

37) *Ibid.*, p. 705.

するところは、彼女が社会学的新制度論の立場に影響されていることを示すものであろう。

しかし、国際関係に関わるすべての規範を、それらが文化的な産物であるがために一括りにして、「規制的」「構成的」という機能別の分類を施すことは、一面確かに有用であっても、実は乱暴な見方ではないだろうか。というのも、フィネモアや新制度論者、コンストラクティヴィストが行う機能上の分け方では、主体の行動が制度と「一致」していることは説明できても、それが「遵守」であるかどうかまでは分からないからである<sup>38)</sup>。勿論、主体の行為が「制度を遵守する表れ」であるかどうかを検証することは困難であろう。しかし行為と制度たる規範との間には単に「一致」の関係があるのか、或いは「遵守」の関係があるのかを区別するのは、想像以上に重要な問題であると考えられる。この問題の背後には、法規範を法規範たらしめている性格が何であるかという根本的な問いかけがあるからである。なお、この問いは本稿で扱うには大きすぎるものであるから、その存在だけを指摘するに止めておく。以上を要約するに、すべての「法」にはそれを支える文化的伝統が存在するであろう。しかし、だからと言って、規範の法的性格を問うことを直ちに放棄するだけの理由は認められないと思われるのである。

第二に問題となるのは、フィネモアが持っている国際法学者観である。彼女は1996年の著作において、国際法学者を規範の創造者と認識している。この点は、彼女が国際法学者による法の処方注目しているところからも窺うことができる。また、後に展開した「規範起業家」の議論においては、この視点がより明確な形で表明されている。ここでの問題は、ではこのような見方は果たして本当に妥当なのか、ということである。これについては、彼女と意見を正面から異とするH.ブルの意見とを対比させて考えてみると分かりやすい。ブルは、国際法学者の基本的任務はあくまで現行の国際法を解釈することであるとし、もし彼らが「現行法規則の呈示とその解釈をその主たる任務とみなさなくなり、社会学・倫理学・国際政治の議論に身を委ねるならば、国際法学者は、果たすべき際立った役割を何も持たなくなるだろう」と警告する<sup>39)</sup>。ここでブルが対抗している立場とは、アメリカ国際法学が持っている考えの一つを指している。それは、法学者が「政策志向的」であり、「法の定立者」であるべきこと、また、「法を社会的脈絡の中で観察」し、法を「静態的ではなく、動態的」に見るべきだと主張するものである<sup>40)</sup>。そして、この考えは相当程度、近年のアメリカ国際

38) この「一致」と「遵守」という区別は、大沼によるものである。大沼は、国家が国際法以外の要因によって行為をあわせたのか(=一致)、それとも文字通り「『国際法に従って』行動した」のか(=遵守)という視点から二者を区別している。大沼「前掲論文」(2001)、11-12頁。

39) Hedley Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, Second Edition, (London: Macmillan, 1995), p. 153. なお、カッコ内の日本語は、特に断りのない限り、白桦英一訳による『国際社会論』(岩波書店、2000)。

40) Bull *op.cit.*, (1995), p. 144.

法理論にも、そしてフィネモアの考えにも妥当している。

この第二の問題に関しては、ブルの主張のほうがフィネモアのそれを上回っていると考えられる。その理由は、国際法学者であれ規範起業家であれ、規範を定立する者が、どのような説明責任を負うかが明らかになっていない状態では、国際法を定立することに問題があるからである。国家の同意に基づいて規範や国際法を成立させる場合、それらの成立に関する説明責任は同意を与えた国家代表・政府の手に残るため、責任が果たされる可能性は確保される。また国際法学者も、国際司法裁判所を通じて、すでにある国際法の適用をめぐる解釈を行う限りで、解釈に関しての説明責任を果たすことができる。ところが国際法学者や規範起業家が実際に規範を定立する場合、国内的にも国際的にも、誰に対して、作り上げた規範や国際法とその影響に関する説明をすればよいかの明らかなではない。これが明確に示されない限り、国際法学者や規範起業家が規範や国際法を定立する行為に関して正統性を得ることは、困難であり続けるのではないだろうか。

### 3. コンストラクティヴィスト的制度観と英国学派

従来英国学派にとって、制度とは、主権国家からなる社会を維持するために必要な一連の装置を指してきた。具体的には、勢力均衡、国際法、外交、大国による管理、そして戦争である<sup>41)</sup>。これらの制度は「必ずしも、組織や行政機構を指しているわけではない。むしろ、共通目標の実現へ向けて具体化された習慣と実行の集まりを指す。<sup>42)</sup>」このようにみると、少なくとも北米における制度観と英国学派とのそれとの間には、制度を何と見るかについての隔たりが存在していることがわかる。

フィネモアが1996年の著作において果たした貢献は様々にある。先述のとおり、「新制度論に立脚した構成主義」の理論枠組みを提示し、いくつかの実例を交えてその有効性を検証したことはその一つである。しかし、こうした貢献は、制度に関する理論をリアリズム・ネオリベラル・コンストラクティヴィズムという一連のラインで検討する、アメリカ（とおそらく日本の）IR理論に限られたものであると言ってもよい。その上で強調したいことは、彼女による理論枠組みの議論が、そのような狭い範囲を超えて、イギリスのIR理論にも影響を及ぼしたという点である。そこで本節では、社会学的新制度論が英国学派にどのような影響を及ぼしたのかを、英国学派からの反応を交えながらみてゆくことにしたい。

41) *Ibid.*, p. 71.

42) *Id.*

### (1) 両者に共通する素地

英国学派には、新制度論と意見を共有できるだけの素地があった。それは、ブルの『アナナキカル・ソサエティ』の中に既に胚胎されていた。即ち、主権国家の存在が、国際社会の根本を規定する構成的制度であるという認識である。

ブルによれば、国際社会秩序は、国家による共通利益意識、それを行動に移す上で必要な規則、そして規則を効果的に実施するための制度、という三つの要素によって支えられている<sup>43)</sup>。とりわけ、彼は、その規則に関しては『主権国家からなる社会』という観念を、人類の政治的組織化の最高規範原則として認める」根本的で構成的規範として認め、他方制度に関しては、主権国家そのものが第一義的な存在であることを論じている<sup>44)</sup>。主権国家を主体とする社会というものが、国際社会を構成する根本的な制度であるという考えが、既にこの時点から存在したのである。

こうしたブルの試みを前進させたのが、英国のIR学者B.ブザンである。彼は、1993年に『インターナショナル・オーガナイゼーション』誌で発表した論文<sup>45)</sup>で、それまで英国学派を理解する鍵であった「国際社会」という概念がどのようなものであるかを、「国際システム」や「世界社会」といった考えと対比させることで明確にしようと試みた。加えて、「国際社会はいかにして存在するか」という問いに対し、K.ウォルツの影響を受けた構造的リアリズムのアプローチでもってこれに答えようとした<sup>46)</sup>。

このときブザンが描いて見せたのは、ウォルツ的なアナナキ下で、国家が構造たる国際システムに突き動かされつつ合理的に行為をしたとしても、国際社会の条件は創り出されうるという点であった。彼によれば、アナナキな国際システムにおいて、国家は相互にやり取りを行っている。この頻度が高くなるに連れて国家の行動は戦略的になり、他方で結果として国家間での争いが起こるようになる。しかし同時に国家の間では、相互のやり取りを円滑に進めるための共通の規範やルール、制度が作られてゆく。中でも最も根本的なものは、国際システム内にある国家同士が、お互いを、主権を持つ存在として承認しようという仕組みである。たとえ社会的な性格のない国際システムであっても、国家が相互にやり取りを積み重ねてゆく以上、少なくともそこに、互いをやり取りの相手として承認する必要が出てくる。これに従って国家は、国際システム内の他のユニットが自らと同じ形態の存在であると、

43) *Ibid.*, p. 63.

44) *Ibid.*, p. 65.

45) Barry Buzan, 'From International System To International Society: Structural Realism and Regime Theory Meet the English School', *International Organization*, 47-3, 1993, pp. 327-352.

46) 構造的リアリズムに関する研究には、Barry Buzan, Charles Jones, and Richard Little, *The Logic of Anarchy* (New York: Columbia University Press, 1993) がある。

相互に認め合う。結果として、一種のアイデンティティが共有される。そして、このアイデンティティが、一方で国際「システム」とは異なる国際「社会」の成立条件となり、他方で、国際システムから続くアナキカルな構造を確認するという効果を生むことになるのである。

繰り返しになるが、ブザンの一連の議論運びは構造を重視したリアリズムに負っている。しかしその内容は、一方ではブルが論じた構成的制度としての「主権国家からなる社会」に近く、他方で、ウェントが喝破した「アナキーは国家によって作られるものだ」とする主張に、あと一步という近さであることが窺える。国家間での相互承認という制度は、国際社会において主体の行動を規制するものではない。逆に、国際システム下にある国家の間でのやり取りを可能にするもの、即ち構成的制度なのである。

## (2) 新制度論からの接近と英国学派の反応

### フィネモアによる問題提起：英国学派の「社会科学」化？

このように、社会学的新制度論と英国学派とは、特に「国際社会」という概念を考えるにあたっては、ある程度の土台を共有していたことがわかる。にもかかわらず、双方の立場が積極的に対話をする機会はこれまで数少なかった。先ほど紹介したブザンの論考は、英国学派の視点からアメリカIR理論との接点を見出そうとした数少ない試みの一つであるが、それから三年後、今度はアメリカのコンストラクティヴィストのほうから、英国学派への接近がなされる。新制度論の立場に立つフィネモアの議論である。

ここでフィネモアは、英国学派の考え方が、社会構造たる「国際社会」を中心に展開されている点で方法論的に全体主義 (holism $\leftrightarrow$ individualism) であること、また「国際社会」が、国家の選好や国家性 (state-ness) を決めるものとして研究の中心に据えられていることを指摘している<sup>47)</sup>。この指摘自体、先にあげたブルによる制度の定義と既に異なっているが、ここに、新制度論と英国学派の捉え方をめぐっての、彼女の独自の貢献が表れている。それは、彼女が、制度分析の方法と制度の認識に関して新制度論と英国学派とが等しく有用であることを見出し、両者に一種の類似性があることを明らかにした点である。彼女の議論によれば、制度は従属変数ではなく独立変数である。つまり、国家が制度を形作るのではなく、制度が国家を形作る。このような構造中心的な制度分析の視角を取るという点では、新制度論と英国学派とは、共に有効な見方である。加えて、構造が主体の利益や選好、そして主体そのものを構成し、主体の行為を決定する以上、両者は制度に関する一般的認識を巡っても、同じ立場をとる。もとより、英国学派に関してここで彼女が述べている内容は、その

47) Finnemore *op.cit.*, (1996), pp. 17-19.

一部をさらったに過ぎない<sup>48)</sup>。加えて、両者の類似性に関する指摘は、構成主義アプローチによる実証研究が本論である以上、一種の副産物である。にもかかわらず、アメリカIRとイギリスIRとの間にある溝が、国際制度論を分析するに当たってはともかくも埋められうる可能性を、1996年の著作は示すことになった。この点は評価されなければならないだろう。

その上で、この類似性に基づいた両者の比較も興味深い<sup>49)</sup>。英国学派は、国家を世界政治における中心的主体と認識し、その上で、国際社会が国家の行為へもたらす影響に注目する。一方で新制度論者は、もっと広い視野で主体を捉えようとし、世界文化と呼ばれるものが国家同様にあらゆる組織や個人に対しても影響を及ぼすという。ちなみにフィネモアは、このとき、両者が「競合する視角である」とはみていない<sup>50)</sup>。しかし彼女の姿勢は、この五年後、新制度論重視という形へと変化してゆく。

彼女はこれまで、自らの立場と英国学派との関係がどのようなものかを、少なくとも二回公にしてきた。一回目は直前でとりあげた1996年の単著であり、二回目は、それから五年後に『レビュー・オブ・インターナショナル・スタディーズ』誌が企画した英国学派をめぐる小特集<sup>51)</sup>においてである。新制度論と英国学派とを「競合する視角」とは見えていなかった前回に比べて、二回目の言及は直截的であった。ここではフィネモアは、前者は方法論的に科学的である一方、後者は「方法の上でも理論的な主張の上でも、明確さを欠いているもの」ではないかと言う<sup>52)</sup>。国際社会があると主張する時、それはどうやって認識されるのか、また、展開する主張が正しい、あるいは誤りであることをどのようにして知ればよいのか、英国学派の研究には、それを証拠に基づいて結論付けることが求められている、彼女はそう提起するのである。そうすることで英国学派は、アメリカのIR理論に対してより大きな影響を与えることができる。また英国学派自身、自らの議論を方法論的・理論的に精緻にすることを通して、利益を受けるだろう。「明確で検証可能な仮説」と「それを調べる上できちんと定義された手法」を有している新制度論が、アメリカのIR理論に理論的・方法論的影響をもたらしたことは、英国学派の今後のために学ぶべき経験ではないだろうか。このようなフィネモアの物言いはあくまで柔らかである。しかし、制度分析を展開してゆく際には科学的実証に裏付けられた方法論がどうしても必要なのだと主張する点で、彼女は立場を譲らない。

48) 英国学派の持つ学問的多様性に関しては、Tim Dunne, *Inventing International Society: A History of the English School* (London: Macmillan, 1998) を参照。

49) Finnemore *op.cit.*, (1996), p. 20.

50) *Ibid.*, p. 21.

51) 'Forum on the English School', *Review of International Studies*, 27, (2001), pp. 465-513.

52) Martha Finnemore, 'Exporting the English School?', *Review of International Studies*, 27, (2001), p. 509.

### 英国学派からの反応

フィネモアの考え方が英国学派においてどのように受け入れられたかという問題は、イギリスIRにおいて微妙な位置を占めている。というのも、フィネモアが2001年に議論したものは、一言でいえば「歴史・哲学・法律（特に国際法）に立脚した英国学派からの脱却のすすめ」であり、「社会科学的方法論を備えた『英国学派を輸出する<sup>53)</sup>』すすめ」だからである。そのため、彼女の主張を考慮することは、ほとんどそのまま英国学派がこれまで築いてきた知的伝統を根本的に見直す作業へつながりうる。勿論、この根本的な見直しをどう評価すればよいかに関しては、判断が割れる。

まずA.ハレルのように、英国学派へ、あくまでも「歴史的・法的・哲学的視点を持ち続ける」ことを要求する立場がある<sup>54)</sup>。あくまでも英国学派の伝統を尊重する彼のような姿勢というのは、自然でもあり、またおそらく重要なものでもある。ところが同時に指摘をしておかなければならないことは、そのような伝統的な英国学派観から距離を置いて、これを再考し、また再興しようとする試みも着々と行なわれてきた事実である。この英国学派再考の試みを進めてきたのが、ブザンである。

国際社会の成立を構造的リアリズムの視点で議論してから10年以上後、ブザンは英国学派再考のための書を世に問うことになる<sup>55)</sup>。2004年の著作においてブザンが提起した問題は非常に多岐にわたるが、その中の一つに「英国学派の理論は理論足りうるか」という問いがある<sup>56)</sup>。この質問に対し、彼は、ヨーロッパとアメリカにおいて、「理論」という言葉が何を意味するかを分析している。前者において理論とは論理的に一貫した主張全般を指すのに対して、後者で言われるところの理論とは即ち実証理論である。彼は、もし、「理論」という言葉がアメリカ流の実証主義理論を指すのであれば、英国学派の取り組みは理論のための基準を満たしていないという。しかし、英国学派の議論が「規範理論normative theory」ではなく「規範にまつわる理論theory about norms」を今後志向することになれば、ヨーロッパとアメリカとの間に横たわる「理論」をめぐる考え方の溝は狭められうると主張する<sup>57)</sup>。

今挙げたブザンの見解は、先に述べたフィネモアによる英国学派の「社会科学化のすすめ」と似た方向性を持っている。これに対してフィネモアも、2001年の時点で、『レビュー・オ

53) Finnemore *op.cit.*, (2001) の題名による。

54) Andrew Hurrell, 'Keeping History, Law, and Political Philosophy Firmly within the English School', *Review of International Studies*, 27, (2001), pp. 489-494.

55) Barry Buzan, *From International Society to World Society? English School Theory and the Social Structure of Globalisation* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).

56) *Ibid.*, p. 24.

57) *Id.*



ブ・インターナショナル・スタディーズ』の中で、社会科学的な理論の方向性を進言するブザンに対し好意的な評価を下している。しかし、T.ダンによれば、「規範理論」であることは、英国学派を英国学派たらしめている中心的要素の一つである<sup>58)</sup>。従って、「規範理論」から「規範にまつわる理論」への転回というのは、英国学派にとっては決定的な方向転換を意味することにもなる。

伝統的な英国学派に立つ研究者達が、ブザンのこれまで行ってきたような研究に対していかなる態度をとるのか、それ以上に、英国学派自体がその理論のあり方をめぐっていかなる方向へ舵を切るのか、という問題は、勿論本稿が答えるべき問題としては巨大でありすぎるし、また答えるには適当ではないと思われる。しかしそれでもなお、二点だけコメントを付け加えておきたい。第一は、英国学派が持つ「方法論上の多元主義」に関連する。この言葉は、世界をみる上で本質的に異なっている「三つのR（リアリズム・ラショナリズム・レヴォリュショナリズム）」が、対立するがままに並存している状況を指している。ブザンは、これを英国学派の一特徴として認識している<sup>59)</sup>。「方法論上の多元主義」は、「三つのR」に体现される並存のみならず、例えばA.リンクレイターが示したような、「リアリズム＝実証主義」「ラショナリズム＝解釈学」「レヴォリュショナリズム＝批判理論」という図式でも提出可能である<sup>60)</sup>。加えて、英国学派はこれまで歴史・法律・哲学を核とした方法論の上でのみ展開され、それ以外の試みがほとんど現れなかったという経緯もある。以上の諸点を考慮に入れてみるに、「規範理論」にとらわれない「規範にまつわる理論」の提起は、少なくとも歓迎されてよい試みである。

しかし第二に、フィネモアがよって立つ新制度論が、方法論的に偏っていることも指摘しておかなければならない。彼女のアプローチを支えるのは、コンストラクティヴィストの方法論である。はじめに述べたとおり、この方法は実証主義的なラショナリズムと観念論なりフレクティヴィズムとを架橋しようとする試みのはずであった。しかし実際には、ウェント的なコンストラクティヴィズムは方法論的には多分にラショナリストの色彩をもったものであり、リフレクティヴィストにとっては程遠いものであるという指摘が、スミスからなされている<sup>61)</sup>。何より、「検証可能な仮説」に基づいて「事例分析を重ね」ようとするフィネモアの試み自体、自らの研究が実証主義的方法論に立つことを最もよく示している。従って、彼女のような研究の方向性を英国学派へ直ちにあてはめようとするのは、行き過ぎと言わ

58) Dunne, *op.cit.*, (1998), Ch.1.

59) Buzan *op.cit.*, (2004), p. 25

60) Andrew Linklater, *Beyond Realism and Marxism: Critical Theory and International Relations* (London: Macmillan, 1990).

61) Smith *op.cit.*, (2001), p. 245.

ければならないだろう。「社会科学的な英国学派理論の定立」は歓迎すべきだが、「英国学派の社会科学化」は推し進められるべきではないのである<sup>62)</sup>。

## 小括

要約しよう。本稿では、国際制度をめぐる理論的研究において、コンストラクティヴィズムがどのような影響を果たしたかを素描する試みを行なった。その結果、次の知見が得られた。まず、この立場は、制度としての国際法を考えるにあたって、国際関係論者と国際法学者に共通する「構成的制度としての国際法」という視点を提示した。しかし同時に、社会学的新制度論の立場に立つ場合、国際法の「法」規範としての独自の性格が失われうる点、そして、フィネモアが掲げるような「法の定立者としての国際法学者」という見方が、ブルの示す「法の解釈者」という考えと正面から衝突しうる点もまた、明らかになった。次に英国学派との関係においては、これまで概して隔たりを持って論じられてきたアメリカIRと英国学派との間に、コンストラクティヴィストが介在する余地があることがわかった。それは、「構成的制度」という考えを通して国際社会の存在を論じようとする点であり、フィネモアやブザンに代表される取り組みは、「規範にまつわる」英国学派理論に向けた注目すべき取り組みであることが明らかになった。しかし、こうした動きは「方法論上の多元主義」の視点から評価されるべきものであって、英国学派を単一の方法論のもとに「社会科学」化する提案は行きすぎているのではないかという疑念もまた、残された。

冒頭から繰り返し述べたように、本稿の試みは、コンストラクティヴィズム的制度観がもたらした影響を限られた視点から概観したに過ぎないものである。従って、残された課題は多い。ネオリベラル的国際法観を持った研究者が中心となって行った「法制度化」の議論と、コンストラクティヴィスト的国際法観との間にはどのような意見の相違が見られるかなどはその一例である。しかしその上で、今回明らかになったのは、コンストラクティヴィスト的制度観が、一方では国際関係論と国際法との、他方ではアメリカIRとイギリスIRとの間に、協働可能なスペースを作り上げた点である。この試みが、それぞれの立場を「架橋した」と呼ぶには問題は多いであろう。だが、将来に向けた「足場」を構築した点で、コンストラクティヴィストは、架橋に向けた重要な一步を既に踏み出しているといえるのである。

62) ブザンはこの点をよくわきまえていて、彼の議論が既存の規範理論的な英国学派の伝統に取って代わるものでは決してないことを強調している。Buzan *op.cit.*, (2004), pp. 228-229.